

諮問(情)第23号

答 申

第1 審査会の結論

特定地番の特定共同住宅建築計画(以下「本件建築計画」という。)について、日本ERI株式会社(以下「ERI」という。)から札幌市に提出された文書の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)につき、以下の公文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を非公開とした決定(以下「原決定」という。)について、対象公文書として本件対象文書を特定したことに誤りはなく、また、諮問庁がなお非公開とすべき部分を非公開とすることは妥当である。

本件建築計画を2棟の共同住宅に係るものとし、当該2棟それぞれに係る「建築計画概要書」

同上 「建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書」(以下「文書」という。)

同上 「建築主等変更届について」(以下「文書」という。)

同上 「建築基準法第7条の2第3項の規定による完了検査引受通知書」

同上 「建築基準法第7条の2第6項の規定による完了検査結果報告書」(以下「文書」という。)

同上 「 から 以外の報告書」(以下「文書」という。また、文書、文書、文書及び文書を併せて、以下「本件一部公開文書」という。)

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成18年6月26日に行った本件請求である「本件建築計画について、札幌市が指定確認検査機関から受けた文書一式(ただし、印影及び写真を除く。)」の公開を求めるとする請求に対して、札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った原決定を取り消し、異議申立人が指定する他の特定の建築計画(以下「他の特定建築計画」という。)についても本件対象文書に相当する文書の公開を求めるとともに、本件一部公開文書の公開を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

(1) 総論

条例の趣旨は、その第1条の規定より、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより、適正な権力の執行を確保することであると考えられる。

ERIは、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)に基づく指定確認検査機関であり、特定行政庁の確認検査業務を代行している。指定確認検査機関による確認に関する事務も、特定行政庁の建築主事による確認事務の場合と同様に、地方公共団体の事務とされている(平成17年6月24日最高裁判所第二小法廷平成16年(行フ)第7号)。

つまり、本件建築計画の確認検査事務は札幌市の事務であり、札幌市は、ERIに

よる確認検査が適正かつ公正に実施されているか調査して、市民に対して十分説明する義務がある。また、指定確認検査機関による確認検査の情報を特定行政庁が積極的に公開することは、確認検査の業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つ。

また、指定確認検査機関から特定行政庁に報告される確認検査に関する情報は、条例第7条第1号ただし書イ及び同条第2号本文ただし書に該当する。

東京都情報公開審査会は、平成18年7月25日付答申第344号において「建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められる」との判断を示している。社会資本整備審議会建築分科会の中間報告(平成18年2月24日)においても、建築士及び建築士事務所等に関する情報開示制度の充実、強化が提言されている。

(2) 文書の特定

諮問庁は、本件建築計画について2棟分の文書を公開した。しかしながら、本件建築計画の建築主は、そのホームページにおいて本件建築計画が3棟の共同住宅からなるものであると記載している。

(3) 非公開情報該当性

ア 確認検査員氏名

諮問庁は、一部公開決定理由説明書において、確認を行った確認検査員氏名及び検査を行った確認検査員氏名については、条例第7条第1号ただし書アに該当するとの理由で、原決定を変更し公開するとしたが、当然の判断である。さらに、(1)の理由により、同号ただし書イにも該当するため公開されるべきである。

イ 文書

基準法、建築士法等の規定により、建築主、設計者、工事施工者、構造設計事務所名などの情報について、その公益性の高さから、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであっても公にする制度が実施されている。

諮問庁は、文書に記載した個人の情報を条例第7条第1号に該当するとして非公開としている。しかし、当該文書に記載されている本件建築計画の建築主、設計者、工事施工者、構造設計事務所名などが個人に関する情報であっても、公益性の高さから公にされるべきである。そもそもこれらの情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、条例第7条第1号には該当しない。

また、文書に記載された法人等の情報は、これを公にすることが必ずしもその事業活動を害するとは限らない。(1)で述べたとおり、当該情報は、条例第7条第2号本文ただし書に該当するとして、公にされることが公益上必要である。

(4) その他

本件一部公開文書は、埼玉県や千葉県が公開した報告書の事例のほか、川崎市や小樽市においても確認検査に疑義がある建築計画が公表されていることと比較して、余りにも黒塗り部分が多く、諮問庁は説明責任を果たしていない。また、原決定で「公開しない部分」として示された以外の情報が黒塗りされているおそれもある。

さらに、社会的に大きな影響を与える事件については、早めに事態を公表し、問題がある場合には徹底調査をし、問題がなくなった段階で安全宣言をすればよい。

1 本件対象文書及び本件一部公開文書

本件対象文書及び本件一部公開文書は、本件建築計画について諮問庁がE R Iより提出を受けた報告書であって、前掲第1に掲げる文書である。

2 本件対象文書の特定

異議申立人は、本件建築計画が3棟の建築物に係るものであるにもかかわらず、本市が公開したのはそのうちの2棟についてだけであるから、対象公文書の特定に欠けており、他の特定建築計画も公開すべきと主張しているが、本件請求に係る公文書公開請求書に記載された特定地番に存在する建築計画は、当該2棟のもののみである。

したがって、異議申立人が公開を主張する他の特定建築計画については、本件請求に対する決定の対象外であり、本件請求に係る公文書の特定は、本件対象文書をもって欠けるところはない。

3 非公開情報該当性

(1) 文書 中、連絡先の個人氏名

当該情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

したがって、これを非公開とした。

(2) 文書 の報告名及び報告内容

当該文書の報告名及び報告内容が、個人に関する情報及び法人等に関する情報であるため、以下の理由により非公開とした。

ア 個人に関する情報

当該情報は、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

イ 法人等に関する情報

当該情報は、当該法人等が事業活動を行ううえでの内部管理に属する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の事業活動を害すると認められることから、条例第7条第2号アに該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号本文ただし書には該当しない。

ウ 補 足

本来であれば、文書 が何についての報告書であるかを示し、そのうえで非公開とする理由を明らかにすべきところであるが、当該文書の場合は、何についての報告書であるかを明らかにするだけで、条例第7条第1号及び同条第2号に該当する情報を公開することとなるため、報告名も非公開とした。

(3) 文書 及び文書 の確認検査員の氏名

文書 中確認を行った確認検査員の氏名及び文書 中の検査を行った確認検査員の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められる。このことから、原決定においては、これらを条例第7条第1号に該当するとして非公開としたところである。

しかし、本件諮問にあたり再検討した結果、公文書公開において当該確認検査員を法令等により公開することが前提となっている建築主事と同様に扱うことが妥当で

あるから、当該情報は条例第7条第1号ただし書アに該当し、これを公開すべきとの判断に至った。その理由は次のとおりである。

ア 建築確認は特定行政庁が置く建築主事によって行うほか、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けた指定確認検査機関において行うことが認められており、指定確認検査機関による確認に関する事務も、建築主事による確認事務の場合と同様に、建築主事が置かれた地方公共団体の事務とする判決が出されていること(平成17年6月24日最高裁判所第二小法廷判決)

イ 基準法第6条の2及び第7条の2の規定により、指定確認検査機関が交付する確認済証及び検査済証は、建築主事が交付するものとみなされること

ウ 建築確認業務を行う者としての建築主事に対応するのは指定確認検査機関であり、個人である確認検査員ではないが、基準法第77条の24第1項の規定により、指定確認検査機関が確認検査を行うときは、確認検査員に実施させなければならないが、実質的に確認検査員が実施した確認検査が指定確認検査機関としての確認検査となること

エ 基準法第77条の25第2項において、確認検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされること

オ 建築確認を行った建築主事の氏名は、基準法第89条第1項及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。)第11条により工事現場における表示が義務付けられているほか、基準法第93条の2及び基準法施行規則第11条の4の規定により、「建築基準法令による処分等の概要書」に記録され、一般に閲覧に供されていること

4 結論

以上のとおり、原決定のうち、上記3(3)において公開すべきとした情報以外の部分については、当該決定を維持することが妥当であると考えます。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書等

(1) 本件対象文書

本件対象文書は、本件建築計画について、基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であるERIが、基準法第2条第32号に規定する特定行政庁である諮問庁等に報告した文書のうち現存するものである。これらは、当該建築計画の対象である2棟の建築物それぞれについて同種の文書が特定され、かつ同一部分が非公開とされており、その性質上、前掲第1のとおり6件に分類されるものである。

このうち、「建築計画概要書」及び「建築基準法第7条の2第3項の規定による完了検査引受通知書」は非公開部分がないことから、これら2件の文書に関しては、本件異議申立てには含まれていない。

(2) 本件一部公開文書

本件一部公開文書の概要及び原決定における非公開部分は、それぞれ以下のとおりである。

ア 文書

当該文書は、基準法第6条の2第3項の規定により、本件建築計画が建築基準関

係規定に適合するものであることについて、E R Iが、本件建築計画の建築主に対して確認済証を交付した旨を諮問庁あてに報告した文書である。

原決定においては、当該確認を行った確認検査員の氏名が非公開とされている。

イ 文書

当該文書は、本件建築計画の建築主からE R Iに提出があった建築主等の変更届について、その旨をE R Iから諮問庁の担当部長あてに報告した文書である。

原決定においては、連絡先であるE R Iの担当者の職名及び氏名(以下「担当者名等」という。)が非公開とされた。

ウ 文書

当該文書は、基準法第7条の2第6項の規定により、本件建築計画の工事完了に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることの検査結果について、E R Iが諮問庁あてに報告した文書である。

原決定においては、当該検査を行った確認検査員の氏名が非公開とされている。

エ 文書

当該文書は、諮問庁に確認したところによれば、諮問庁が、基準法第12条の規定に基づき、本件建築計画の確認検査等を行った指定確認検査機関であるE R Iに対し、本件建築計画に係る特定の事項について報告を求め、そのことについてE R Iから提出された報告文書であるという。

原決定において公開された部分は、報告年月日、当該文書の提出先である諮問庁の名前、提出者であるE R Iの名称、件名のうち数字と本件建築計画に係る共同住宅の名称及び物件概要の一部であり、その他の記述(以下「文書 非公開部分」という。)はすべて非公開とされており、この結果、文書 の報告内容は明らかにされていない。

諮問庁は、本件諮問にあたり、文書 における確認を行った確認検査員の氏名及び文書 における検査を行った確認検査員の氏名を上記第3 - 3(3)のとおり公開しているため、この部分を除き、諮問庁がなお原決定を維持すべきとする部分について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定

当審査会が事務局をして確認させたところによれば、異議申立人の主張するとおり、本件建築計画に係る建築物の敷地に隣接して、同一の建築主による別の共同住宅に係る建築計画として、他の特定建築計画が存在する。しかし、当該建築計画は、本件請求において指定された地番とは異なる地番の土地に計画されたものである。

したがって、本件請求は、3棟の隣接する共同住宅に係る建築計画中、特定の2棟に係るものについて公開を求める請求であるとして、本件対象文書を特定したことに誤りはない。

3 非公開情報該当性

(1) 担当者名等

文書 中、担当者名等は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するものである。また、当該情報は、法人役員等の場合と異なり、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定され

ている情報とは認められないので、同号ただし書アには該当しない。また、当該情報が同号ただし書イ又はウに該当しないことは明らかである。

したがって、担当者名等を条例第7条第1号に該当するとして非公開としたことは、妥当である。

(2) 文書 非公開部分

ア 条例第7条第1号該当性

文書 非公開部分には、諮問庁がE R Iに対して報告を求めた本件建築計画に係る特定の事項について、極めて詳細に記載されていることが認められる。

ところで、本件建築計画に係る共同住宅は、本件請求の時点で既に建築主により相当数の個人に対し販売され、分譲されていることから、当該建築物に係る情報は、その区分所有者たる個人に関する情報である。

そして、個々の区分所有者の氏名、住所等は、何人も不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項の規定により登記事項証明書の交付を受けること等により、知ることができる。

したがって、文書 非公開部分は、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報...で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの...)」に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性

次に、条例第7条第1号ただし書ア及びイについて検討する。

文書 非公開部分は、例えば建築計画概要書が基準法第93条の2等の規定により何人も閲覧することができることとされていることとは異なり、現時点において、法令等若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、かかる情報を慣行として公にしている事実はなく、さらに、慣行として公にされる情報というべき特段の事情も認められない。したがって、文書 非公開部分は、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

また、異議申立人は、建築計画に係る情報は、その公益性の高さから公にされるべき旨を主張するが、本件建築計画に関しては、文書 非公開部分を公にすることにより区分所有者である個人の権利利益が侵害されるおそれがあることと比較して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために当該部分を公にする利益がこれを上回るとは認められない。したがって、文書 非公開部分が条例第7条第1号ただし書イに該当するとは認められない。

ウ 結論

以上のことから、文書 非公開部分は、条例第7条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書ア及びイには該当せず、また、ただし書ウにも該当しないため、これを非公開としたことは妥当である。

なお、当該部分は、件名以下いずれの一部を公開しても条例第7条第1号に該当する非公開情報を公開することとなると認められることから、条例第8条第2項の適用の余地はない。また、当該部分が条例第7条第1号に該当すると判断される以上、改めて条例第7条第2号該当性を検討するまでもない。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上より、本件請求に対して本件対象文書を特定したことに誤りはなく、また、本件一部公開文書のうち諮問庁がなお非公開を維持すべき部分については、条例第7条第1号に該当すると認められることから、これを非公開とすることは妥当であると認められるので、第1のとおり結論する。

第5 審査経過

下表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成18年11月29日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成18年11月29日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成18年12月8日 (第29回審査会)	事案の概要説明
平成18年12月14日 (第30回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成19年1月9日 (第31回審査会)	審 議
平成19年1月23日 (第32回審査会)	審 議
平成19年2月20日 (第33回審査会)	審 議
平成19年2月28日	答 申